

●水道料金の改定について

【平成 24 年 5 月請求分（4 月使用分）の水道料金から適用】

1. 水道料金改定の目的

(1) 水道事業の統合

宗像地区事務組合の水道事業は、設立当初から宗像地区を対象に用水供給事業を行ってきましたが、平成 22 年 4 月に関係団体である、宗像・福津両市が行う末端給水事業を統合し、現在に至っています。

この水道事業統合に伴い、水源等の効率的運用、施設の統廃合、コスト縮減、国庫補助による財源確保や投資規模の拡大といった多くの利点を事業に反映させることができることとなりました。

(2) 水道料金改定の必要性

現在の水道料金は、統合前の水道事業者（宗像市・福津市）の料金体系をそのまま採用する形となっており、給水区域内に複数の料金体系が混在した状況となっています。

そのため、同一水道事業者の給水区域内にありながら料金格差が生じており、受益者負担の公平性が必ずしも担保されていない状況と考えられます。

したがって、今回、宗像地区事務組合水道事業として統一された料金体系を構築し、水道料金の改定を行うものです。

2. 水道料金改定の基本事項

- 料金算定期間は、平成 24 年度～平成 28 年度までの 5 年間とし、平均改定率は 7.66% の値下げとなります。
- 料金体系については、より安価で水量段階が少ない福津市の水道料金体系を基本とし、引き続き基本水量付の二部料金制（基本料金、超過料金）としました。
- 超過料金については、現行どおり使用した水の量が多くなるほど料金が段階的に高くなる逓増従量料金制を採用することとしました。
- 用途を一般用、臨時用に統一して、簡便な料金体系設定としたため、実質的には用途別が無くなることとなりました。
- 水道メータ使用料についても、より安価な福津市の水道料金体系を基本に設定することとしました。